

## 避難所施設利用に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と学校法人千葉明德学園（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設を避難所及び避難場所に指定することに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所及び避難場所として指定することについて、必要な事項を定める。

（避難所及び避難場所として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所及び避難場所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、危機事案発生時において避難所を開設する必要がある場合は、甲が指定した場所に避難所を開設することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する場合は、事前に乙に対しその旨を避難所開設通知書（様式第1号）で、通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が施設に避難所を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨を通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（避難所の管理運営）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、避難所運営組織について乙に事前に通知するものとする。

3 乙は、乙の定める災害時における組織体制を甲に事前に通知するものとする。

4 乙は、避難所の管理運営について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲が行う避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

（損害）

第7条 避難所施設利用時に、避難者等に損害が発生したときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、危機事案発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

(避難所の閉鎖)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

2 甲は、避難所を閉鎖する場合は、乙に避難所閉鎖通知書(様式第2号)を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協定の解除)

第11条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態となった場合は、この協定を解除することができる。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(前協定の取扱い)

第13条 甲と乙が平成24年3月26日付けで締結した避難所施設利用に関する協定は、この協定の締結により、効力を失う。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年4月1日